平成２９年（フ）第１２２号
群馬県前橋市日吉町３丁目36番地18
債務者　関口　祐介
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６１号
相模原市中央区中央１丁目10番２号　葉月壱番館206
債務者　熊元　道子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６３号
神奈川県座間市相武台１丁目５番54―201号　プラーズ相武台Ⅱ、住民票上の住所神奈川県座間市相武台１丁目５番54―201号　サングレイス相武台Ⅱ
債務者　大沼　英樹
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６６号
相模原市中央区横山３丁目31番18号　ＢＬＥＩＢＥＮ101
債務者　テハダ玲子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１１号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2273番地
債務者　青木　和美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中15番地１　エルディム今伊勢106号
債務者　勢力　愛美（旧姓五藤）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６３号
愛知県江南市東野町神上129番地　パークシティ江南五番街703号
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４７３号
京都府相楽郡精華町光台４丁目51番地２　グランメール光Ｄ棟202号
債務者　吉野　昭代
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟108号
債務者　光成　由樹
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２６号
京都市左京区上高野東氷室町１番地　岩川貸家２、前住所京都市左京区下鴨高木町23番地２　亀石ビル　４Ｆ
債務者　松井　良澄
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７１４号
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地　ＵＲ西陣932号
債務者　橋本　容子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字行永1504番地
債務者　四方　与次
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字行永1504番地
債務者　四方　信子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第５１５号
堺市中区深井沢町3160番地　マイネハイマート深井307号
債務者　桑原　侑亮
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
大阪府柏原市田辺２丁目８番５号
債務者　林　　愛（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９６号
大阪府松原市三宅中３丁目１番18号
債務者　芝田　　匠
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係